

横浜海上保安部連絡事項

横浜海上保安部
航行安全課

令和2年7月6日



横浜海上保安部

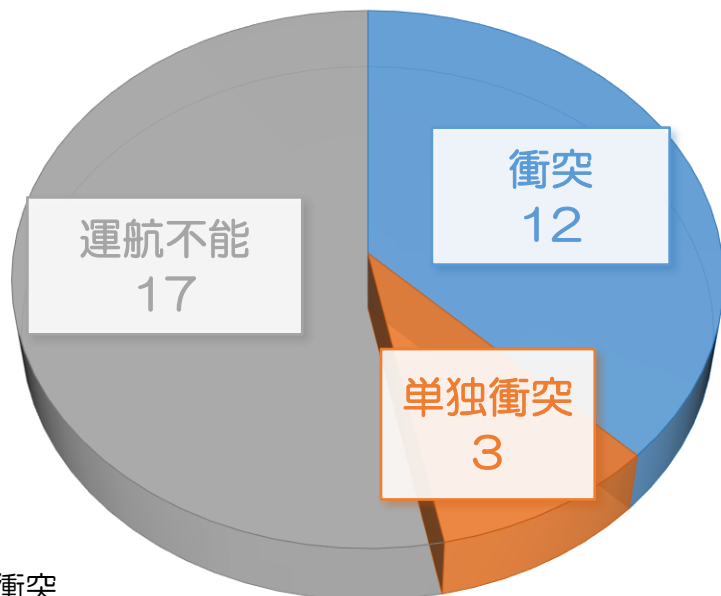
JAPAN COAST GUARD

- 1 令和元年における海難発生状況
 - (1) 船舶海難
 - (2) 人身海難

- 2 港則法に基づく勧告等について
 - (1) 走錨対策の強化
 - (2) 台風シーズンに備えて

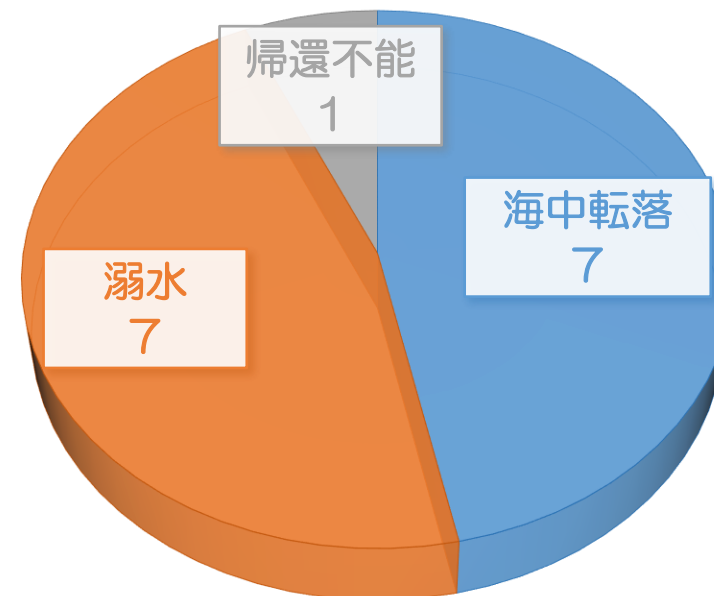
1 令和元年における海難発生状況

令和元年 船舶事故発生隻数
32隻



※衝突：船舶同士の衝突
※単独衝突：物件（岸壁、灯浮標等）への衝突
※運航不能：機関故障、舵故障、走錨等

令和元年 人身事故発生人数
15人



- ◆前年比：10隻増加
- ◆タンカー等の大型船の事故隻数が7隻増加
- ◆令和元年は2つの大きな台風があり、特に台風15号では、京浜港（横浜区・川崎区）において、3件4隻の走錨事故が発生

- ◆前年比：2人減少
- ◆マリンレジャーに伴う事故なし
- ◆令和元年10月、台風19号来襲時、川崎沖K1錨地で沈没した貨物船の乗組員が海中転落・溺水により死亡7人、行方不明1人

◆台風15号接近時において、走錨事故が3件4隻発生

- 内訳** (船舶) 1件2隻：東扇島沖で貨物船同士が衝突
(物件) 2件2隻：貨物船が「南本牧はま道路」等に接触 / ヲカカが「本牧海釣り施設」付近に接触

● 「BUNGO PRINCESS」南本牧はま道路橋梁等への接触事故

9月9日B号は荒天待機のため横浜港Y2錨地に錨泊中、同日0145頃、東京湾海上交通センターは走錨のおそれを認めたことから情報提供を開始、該船は機関を使用して対応するも、同日0310頃、「南本牧はま道路」橋梁等に接触

【要目】

船籍：パナマ 用途：貨物船 総トン数：6,736 t 乗員：17名(フィリピン)

積荷：鋼材 (積荷率2.7%)

【気象状況】 風速：気象庁より引用
波高：国交省ナウファスより引用

警報：海上台風警報 海上暴風警報 波浪警報 暴風警報
風向：NNE 最大瞬間風速：35.8m/s 波高：3.27m

【錨泊状況】

単錨7節→8節に増節



● 「SULPHUR ESPERANZA」本牧海釣り施設付近への接触事故

9月9日S号は荒天待機のため横浜港Y1錨地に錨泊中、同日0242頃、東京湾海上交通センターは走錨のおそれを認めたことから情報提供を開始、該船は機関を使用して対応するも、同日0246頃、該船の機関が停止し、そのまま走錨し続け「本牧海釣り施設」付近に接触

【要目】

船籍：マニラ諸島 用途：タカ トン数：2,946t 乗員：16名(フィリピン)

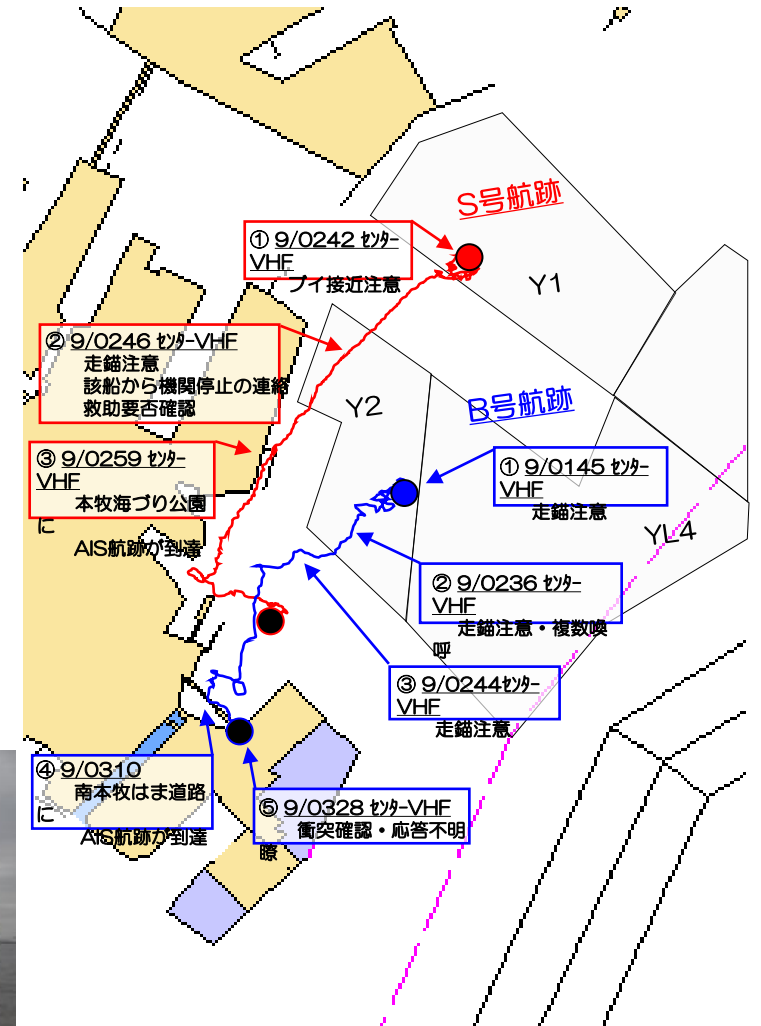
積荷：積荷なし

【気象状況】 風速：気象庁より引用
波高：国交省ナウファスより引用

警報：海上台風警報 海上暴風警報 波浪警報 暴風警報
風向：NNE 最大瞬間風速：29.4m/s 波高：3.27m

【錨泊状況】

単錨5節→8節に増節



2 港則法に基づく勧告等について

令和元年「荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に係る有識者検討会」（海上保安庁等主催）

● 継続的な検証と今後の主な課題

① 港外避難勧告の運用の改善

- 台風の影響の少ない他海域へ、十分な時間的余裕をもった避難が必要
- 台風対策協議会等において、勧告の発令時期の前倒し等について検討



③ 検討対象海域の優先順位に関する考え方

- 去年の台風シーズン前の段階で対象とならなかった海域（国際コンテナ戦略港湾等の施設周辺）についても継続的にフォローアップが必要



② 船上対応や運航管理に関する対策の検討

- 船舶の取るべき行動の選択肢等を明らかにしたガイドラインを作成
- 台風シーズン前には、全国的又は地域的な事故防止キャンペーンを展開



④ 民間事業者による自主的な取組み

- 走錨リスクの回避努力が重要 / 施設を防護するための対策
 - ・ 船舶側や運航管理者側への講習
 - ・ 湾外の安全な海域への自主的な移動
 - ・ 荷役への影響等に対する荷主への協力要請 等
- 防衝工やAIS信号所の設置を含め、施設側の防護対策を検討



有識者検討会資料より

「東京湾等における荒天時の走錨等に起因する事故防止対策検討委員会」（三本部等主催）

決定事項

- ★ 重要施設として、南本牧はま道路及び南本牧MC 3、4岸壁を追加
- ★ 走錨リスクの高い高乾舷船及び積荷積載率10パーセント以下の船舶への追加対策
- ★ 東京湾内各港における港外避難勧告の運用改善

2 港則法に基づく勧告等について

(1) 走錨対策の強化

◆南本牧はま道路付近海域

「走錨対策強化海域」として以下の海域を追加

南本牧はま道路橋脚灯P4を中心とする半径2海里の円内海面のうち、南本牧ふ頭東端から真方位90度に引いた線、南本牧はま道路、本牧ふ頭D突堤北端から真方位0度に引いた線及び陸岸で囲まれる海面。
ただし、横浜航路及び京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。

走錨対策の強化

現行の走錨対策（走錨対策の強化に係る勧告・命令）



錨泊自粛勧告・命令

時期：（台風時）

強風域が京浜港にかかる概ね4時間前

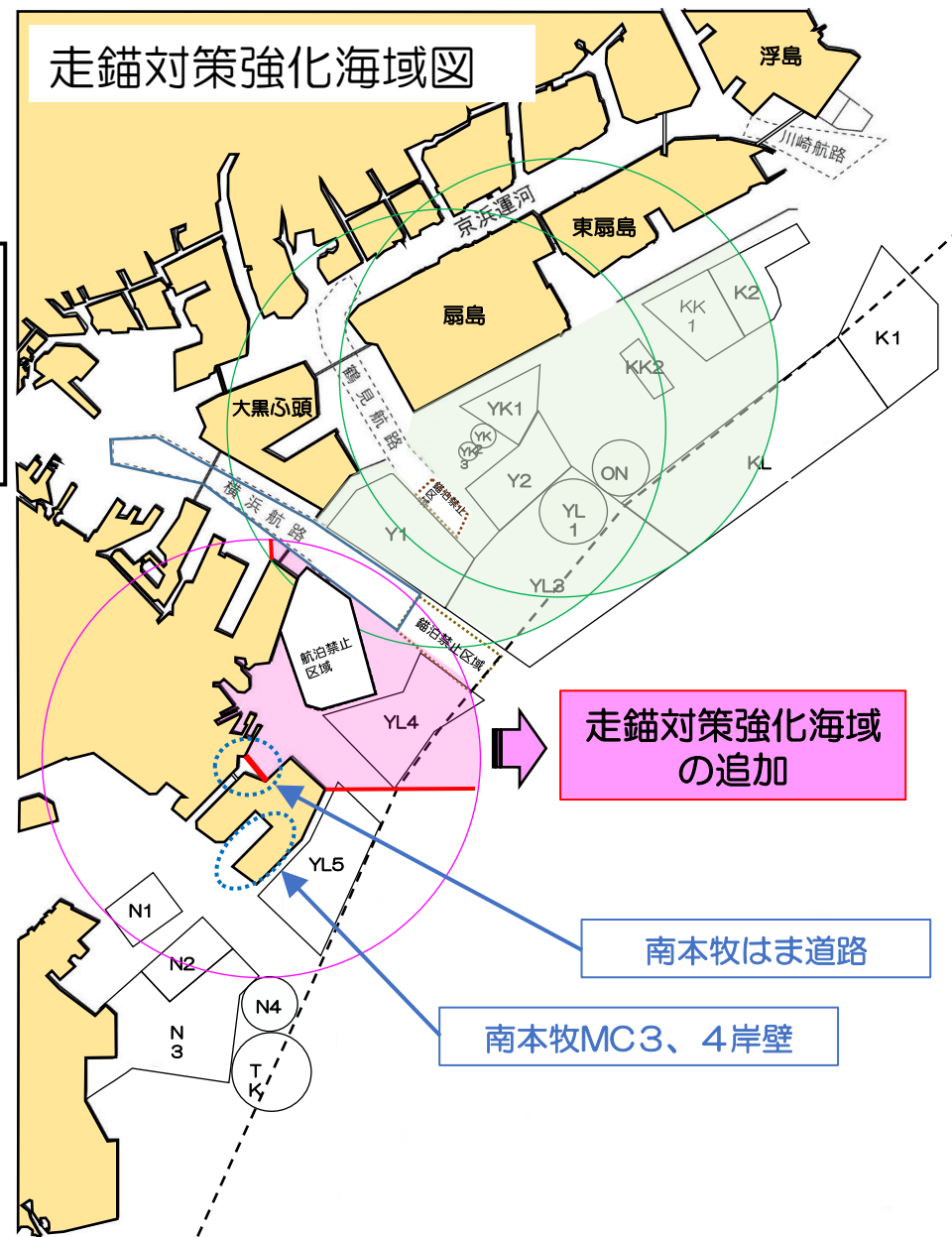
ただし、風速40m/s以上の暴風域をもつ台風の場合、12時間前

（台風時以外）

最大風速20m/s以上が予想される場合（台風以外）

対象：高乾舷船、積荷積載率10%以下の船舶

内容：勧告従わない場合における退去命令



(2) 台風シーズンに備えて

【決定事項】

東京湾内各港における港外避難勧告の運用改善

「荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に係る有識者検討会」（海上保安庁等主催）
「東京湾等における荒天時の走錨等に起因する事故防止対策検討委員会」（三本部等主催）

港外避難勧告の運用の改善（発令時期の前倒し）

- 内湾（海）全体が特に勢力の大きな台風（※）の直撃を受けるなどの場合、堪航性が高く外洋避泊可能な大型船等以外の船舶であっても、できるだけ台風の影響の少ない他の海域へ十分な時間的余裕をもって避難することが必要
- 引き続き、湾外への避難を強力に指導
- 実効性を高めるため、内湾（海）所在の各港の台風対策協議会等において、湾外等への避難のため十分な時間的余裕を必要とする船舶を対象に港外避難勧告の発令時期の前倒しなどについて検討



※『特に勢力の大きな台風』

これまで経験したことのない勢力で東京湾に來襲することにより、従来実施してきた台風対策では十分に船舶の安全を確保できないと考えられる台風

【台風勢力（風速）の考え方】

平成30年台風21号、令和元年台風15号及び19号來襲時
沿岸部に暴風域が入った際の風速

最大風速40～45m/s

【発令時期前倒しの考え方】

京浜港（横浜区・川崎区）から東京湾外の避難水域まで移動する際に
必要な時間

所要時間10～11時間（出港作業時間除く）

今後、新たな勧告等の運用（早期避難勧告の運用）として、原則、

最大風速40m/s以上の暴風域を伴った台風の來襲が予想される場合、強風域が京浜港にかかる概ね12時間前に避難勧告を発令